

関西電力高浜発電所の再稼働に関する決議（案）

国内最多の 14 基の原子力発電所が立地する本県として、我が県議会は立地地域住民の安全と安心を確保するため、あらゆる機会に議論を行い、発電所の安全性向上等について、国、県、事業者に対し様々な提言とその実行状況について確認してきた。

今定例会においても、関西電力高浜発電所 3、4 号機について、その再稼働に関しハード・ソフト両面で様々な観点から真剣な審議が行われた。原子力規制委員会が新規規制基準に適合すると認めた原子力発電所の再稼働については尊重すべきであるが、高浜 3、4 号機の場合、広域避難計画など周辺環境の不備が指摘される所であり、現時点では「判断できる状況にない」ことを認識し、県民の安全と安心を確保するために、以下決議する。

記

- 1 知事が掲げた 5 条件のうち、原子力発電の重要性・必要性についての国民理解について、総理大臣による国民への明確なメッセージなど、国に最大限の取組みを求めること。
- 2 県原子力安全専門委員会が了承した報告書について、県議会、県民に広く公表し、説明を行い理解を得ること。
- 3 使用済み燃料の中間貯蔵施設を県外で 2030 年までに稼働させるという事業者の計画は評価できるが、その実効性をより高めるよう県の指導と、国の関与を強く求めること。
- 4 三府県の広域避難計画について国の原子力防災会議が承認し、県議会、県民に広く公表し、説明を行うこと。国、三府県合同、および県や市町の総合防災訓練を継続的に行い、広域避難計画を常に改善させ、実効性を高めていくために万全を尽くすこと。

平成 27 年 12 月 17 日

福 井 県 議 会